

議員定数等調査特別委員長報告

令和4年2月定例会

議員定数等調査特別委員長報告をいたします。

本委員会は、「島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する審査及び調査並びにこれらに関連する請願及び陳情の審査」を付託事件として、昨年9月定例会において設置されました。

令和5年4月に次の一般選挙が予定されていることから、県民への周知期間等を勘案すれば、今定例会までには結論を得る必要があると考え、本委員会では、これまで4回にわたり付託事件について精力的に審査を行ってきたところであり、以下その結果及び経過について報告いたします。

最初に、審査の結果についてご報告いたします。

まず、議員の定数については現行37人としているところですが、今回、その37人から1人を削減し、36人とすることを全会一致で決定いたしました。

次に、選挙区については、現行と同じ選挙区とすることを全会一致で決定いたしました。

また、各選挙区において選挙すべき議員の数については公職選挙法第15条第8項本文の規定により、令和3年12月に官報告示された令和2年国勢調査結果の人口に比例して配分することとし、益田選挙区の定数3人を2人とし、それ以外の選挙区ごとの定数については、現行と同じ定数とすることを全会一致で決定いたしました。

なお、現行の定数37人を維持し、出雲選挙区1人増、益田選挙区1人減とすることを支持するとの一部の委員外議員の意見紹介がありました。

続きまして、審査の経過についてご報告いたします。

議員の定数及び選挙区定数について議論するにあたり、次のとおり論点整理を行いました。

まず、県民世論の現状は議員定数を増やすという傾向にはないことから、選択肢としては、①現在の37人を維持し、選挙区定数は現行どおりとする。②現行の37人を維持し、出雲選挙区1人増、益田選挙区1人減とする。③現行から1人減の36人とし、益田選挙区1人減とする。の3つの案となりますが、令和2年国勢調査結果人口に基づく試算結果が出ていることから、人口比例の原則により①37人現状維持は選択肢とならず、②37人1増1減と③36人1減のどちらを選択するかを主な案として審議を進めたところであります。

議員の定数について、委員からは、現在の定数は平成19年の選挙以来変更されていないがその間にも人口減少が進んでいること、他県において定数を減らしていく方向にあること、議員を増やすことは県民の理解が得られないこと、令和2年国勢調査結果人口により現定数37人で試算した場合は出雲選挙区1人増、益田選挙区1人減となるが、この場合、都市部の定数が増え中山間地域の定数が減っていくという都市と地方の問題が本県においても生じること、議会の機能を果たすための適切な定数の観点から他県と比較した時、1人減の36人は許容される範囲であること等から、現行の定数の維持は難しく1人減の36人はやむを得ないとの意見が大半でありました。

一部、本県の県土は広く、また、行政ニーズは複雑化し、多様な意見を県政に反映させ、議会機能発揮のためには、今の37人の定数が多いとは言えないという意見もありました。

次に、選挙区についてであります。

令和2年の国勢調査結果人口を基にした試算によると、合区が必要な選挙区はなかったことから、現行と同じ12選挙区とすることが妥当とされました。

次に、各選挙区において選挙すべき議員の数、いわゆる各選挙区定数についてであります。

委員からは、議員は住民の代表であるが、同時に地域が抱える問題を議会へ持ってくるという地域の代表でもある。地域の意見が反映できる選挙区定数でなければならないが、益田選挙区が1人減となってもその機能は果たせるのではないか、人口比例の原則に基づいて益田選挙区1人減とすることはやむを得ないとの意見がありました。

こうしたことから冒頭に申し上げましたとおり、議員定数36人を各選挙区の人口に比例して配分することとしたところであります。

今回の委員会では、総定数1人減、益田選挙区1人減との結果となりましたが、審議の過程で、委員から、人口動態調査から、今後、石見・隠岐地域の人口が減ってくるのが予見でき、県内でも松江・出雲の都市部の選挙区定数が増え中山間地域の選挙区定数が減るといふ「都市と中山間地域の問題」が生じ、中山間地域の定数はますます減ることが推測されること、本県の大きな課題である中山間地域対策の議論を進めるためには、一定程度の意見代弁者の確保が必要であること、また、議会に与えられた機能を果たすための適正な総定数の検討、選挙制度そのものに対する議論の必要性、選挙区間の議員1人当たり面積の格差の問題等様々な課題が提起され、今後、それらの課題を検討していくことが必要との意見が多数出されました。

こうした意見を受けまして、特別委員会として次のとおり提言いたします。

今後の議員定数のあり方や中山間地域の議員定数の問題への対応を検討するため、次の一般選挙後に、議長の下で懇話会等の検討組織を設置する。

検討組織においては、都市部に議員定数が集中しないよう中山間地域にアドバンテージが与えられる島根型の枠組みを考えると、その後はその枠組みに基づ

いて議員定数、選挙区定数を決めていく。

検討の時期としては、客観的に議論を進めるため次の国勢調査の結果が公表される前までに議論を行うのが望ましい。

以上、議員定数等調査特別委員会における審査等の概要を申し述べましたが、県民はもとより、議員にとっては身分に関わる極めて重大な事柄であるとの認識のもと、この議員定数等の問題について、特別委員会として、ただいま報告いたしましたとおりの決断をしたところであります。

議員各位及び県民の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告とさせていただきます。